

広島県予算規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十号

広島県予算規則の一部を改正する規則

広島県予算規則（昭和三十九年広島県規則第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の定義) 第二条 (略) 一・二 (略) 三 局長 広島県局設置条例（昭和二十九年広島県条例第五十四号）に定める局及び危機管理監の長、会計管理者、土地造成事業の管理者の権限を行う知事、公営企業の管理者、病院事業の管理者、教育長、人事委員、員会事務局長、警察本部長、労働委員会事務局長、監査委員事務局長並びに議会事務局長をいう。 四一七 (略)</p> <p>(支出負担行為整理簿等の作成) 第二十三条 各課長、各部長、土地造成事業の管理者の権限を行う知事、公営企業の管理者、病院事業の管理者、教育長、人事委員、員会事務局長、警察本部長、労働委員会事務局長、監査委員事務局長及び議会事務局長は、別記様式第十二号による支出負担行為整理簿を設けて予算の執行状況を、別記様式第十三号による債務負担行為台帳を設けて債務負担の状況を明らかにしなければならない。</p>	<p>(用語の定義) 第二条 (略) 一・二 (略) 三 局長 広島県局設置条例（昭和二十九年広島県条例第五十四号）に定める局及び危機管理監の長、会計管理者、公営企業の管理者、病院事業の管理者、教育長、人事委員、員会事務局長、警察本部長、労働委員会事務局長、監査委員事務局長並びに議会事務局長をいう。 四一七 (略)</p> <p>(支出負担行為整理簿等の作成) 第二十三条 各課長、各部長、公営企業の管理者、病院事業の管理者、教育長、人事委員、員会事務局長、警察本部長、労働委員会事務局長、監査委員事務局長及び議会事務局長は、別記様式第十二号による支出負担行為整理簿を設けて予算の執行状況を、別記様式第十三号による債務負担行為台帳を設けて債務負担の状況を明らかにしなければならない。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。